

# ごかの お知らせ

No.555

役場の代表電話は☎(84)1111です

## i お知らせ

### 土地・家屋の届出を お願いします

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築をした場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合、町民税務課まで届出をしてください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記が済んでいる場合には、届出不要です。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966（直通）

### 農業所得の確定申告を お願いします

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、農産物の販売による収入があった方は、確定申告をする必要があります。

ただし、事業として行っていない農業（農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合）については、申告不要です。

○記帳・帳簿等の保存が必要です。

### ・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

### ・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他（請求書・領収書等）は5年保存が必要です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。今年度も令和4年2月に農業所得事前相談会を予定しています。確定申告は、例年混雑します。収支内訳書の作成が困難な方は、相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできません。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966（直通）

### 新型コロナウイルス（医療従事者等）3回目の 接種券について

医療機関に従事する方の、新型コロナウイルスの3回目の接種が12月から開始されます。

町では、3回目の接種に向けて準備を始めていますが、接種券の発送は12月末頃を予定しています。接種券が届く前に接種を受ける方は、窓口にて発行します。発行申請書の記入をお願いしますので、健康福祉課⑤番窓口までお越しください。

### ○対象者

①五霞町に住民登録があり、接

種日に18歳以上の方

②新型コロナウイルスの2回目接種から原則8か月以上経過した方

③医療従事者等、接種券が届く前に接種する方

④前市町村にて2回接種した後転入した方

### ○持ち物

・接種済証・接種記録書などの接種の確認ができるもの  
・本人確認書類

### ○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室  
☎(84)0006（直通）

### 狂犬病予防注射は お済みですか

生後91日以上の飼い犬には、狂犬病予防法により毎年1回、予防注射を受けさせなければなりません。

まだ、予防注射をお済みでない方は、かかりつけの動物病院で必ず実施してください。

注射を実施しましたら、獣医師が発行する「注射済証明書」を生活安全課へ持参し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることも忘れずに行ってください。

### ○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618（直通）